

広島県調理師等研修資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十七号

広島県調理師等研修資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県調理師等研修資金貸付規則（平成二十六年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資金借受者の資格) 第三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第八条第三項の規定による資金の貸付けの決定を受けた年度の四月一日現在において四十二歳未満の者であること。ただし、特別の事情があると知事が認めるときは、この限りでない。</p> <p>四 (略)</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>(資金借受者の資格) 第三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第八条第三項の規定による資金の貸付けの決定を受けた年度の四月一日現在において三十五歳未満の者であること。</p> <p>四 (略)</p> <p>五 料理店等における実務経験を一年以上有する者であること。</p> <p>六・七 (略)</p>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。